

那覇市公報

第 1 6 5 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則（文化振興課）…… 1353
- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
（廃棄物対策課）…… 1355
- 那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則を廃止する規則（ちゃーがんじゅう課）
…… 1363

◇訓 令◇

- 那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令
（総務課）…… 1363

◇告 示◇

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…… 1366
- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…… 1373
- あらたに生じた土地の確認について（地籍調査課）…… 1375
- 町の区域の変更について（地籍調査課）…… 1377
- 平成 27 年（2015 年）10 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1377
- 平成 26 年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）
…… 1378
- 平成 27 年（2015 年）11 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1379
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…… 1380

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	1381
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）	1382
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について（保護管理課）	1383
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	1384
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1385

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1386
○会議開催の公告について（商工農水課）	1386
○平成 28 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について（契約検査課）	1387

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1388
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1389
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1390
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1391

規 則

那覇市規則第37号

平成27年10月 2 日

公 布 済

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、那覇市新文化芸術発信拠点施設の設計者の選定に関し審議を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化施設の設計等に関し専門的知識を有する者
- (2) 文化施設の管理運営に関し専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（除斥）

第7条 委員は、自己又は3親等内の親族に直接の利害関係のある議事については、その議事に参与することができない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民文化部文化振興課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第38号

平成27年10月 2 日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
（手数料の徴収方法） 第20条 条例第30条に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。 （1）市が収集する一般廃棄物（<u>ごみ</u>）の処理に係る手数料については、市の指定する<u>ごみ袋又は粗大ごみ処理券</u>を交付する際、現金を徴収する。 （2）～（3） [略] 2～3 [略] （ごみ袋等の規格） 第21条 前条第1項第1号のごみ袋及び粗大ごみ処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>指定ごみ袋等</th><th>規格（縦×横）mm</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>粗大ごみ処理券</td><td>[略]</td></tr> </table> [別表 別記] 第5号様式（その1）（第10条関係） [略] 那覇市長 様 [略] 第5号様式（その2）（第10条関係） [略] 那覇市長 様 [略] 第7号様式（第12条関係）	指定ごみ袋等	規格（縦×横）mm	[略]		粗大ごみ処理券	[略]	（手数料の徴収方法） 第20条 [略] （1）市が収集する一般廃棄物の処理に係る手数料については、市の指定するごみ袋、粗大ごみ処理券又は適正処理困難物処理券を交付する際、現金を徴収する。 （2）～（3） [略] 2～3 [略] （ごみ袋等の規格） 第21条 前条第1項第1号のごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>規格（縦×横）mm</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券</td><td>[略]</td></tr> </table> [別表 別記] 第5号様式（その1）（第10条関係） [略] 那覇市長 宛 [略] 第5号様式（その2）（第10条関係） [略] 那覇市長 宛 [略] 第7号様式（第12条関係）	区分	規格（縦×横）mm	[略]		粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券	[略]
指定ごみ袋等	規格（縦×横）mm												
[略]													
粗大ごみ処理券	[略]												
区分	規格（縦×横）mm												
[略]													
粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券	[略]												

[略]
那覇市長 殿
[略]

[略]

第8号様式(第12条関係)

[略]
殿
[略]

[略]

[第9号様式 別記]

第10号様式(第14条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第11号様式(第15条関係)

[略]
殿
[略]

[略]

第12号様式(第16条関係)

[略]

那覇市長 殿

[略]

第13号様式(第19条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第14号様式(第19条関係)

[略]
殿
[略]

[略]
那覇市長 宛
[略]

[略]

第8号様式(第12条関係)

[略]
様
[略]

[略]

[第9号様式 別記]

第10号様式(第14条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第11号様式(第15条関係)

[略]
様
[略]

[略]

第12号様式(第16条関係)

[略]

那覇市長 宛

[略]

第13号様式(第19条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第14号様式(第19条関係)

[略]
様
[略]

第16号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第17号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第18号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第19号様式(第25条関係)

(表)

[略]
殿
[略]

[略]

(裏)

[略]

第20号様式(第25条関係)

(表)

[略]
殿
[略]

[略]

(裏)

[略]

第21号様式(第25条関係)

[略]
殿
[略]

第16号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第17号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第18号様式(第23条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第19号様式(第25条関係)

(表)

[略]
様
[略]

[略]

(裏)

[略]

第20号様式(第25条関係)

(表)

[略]
様
[略]

[略]

(裏)

[略]

第21号様式(第25条関係)

[略]
様
[略]

第22号様式(第26条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第23号様式(第27条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第24号様式(第29条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第25号様式(第29条関係)

(表)

[略]
殿
[略]

[略]

(裏)

[略]

第26号様式(第30条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第27号様式(第31条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第28号様式(第32条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第22号様式(第26条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第23号様式(第27条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第24号様式(第29条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第25号様式(第29条関係)

(表)

[略]
様
[略]

[略]

(裏)

[略]

第26号様式(第30条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第27号様式(第31条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第28号様式(第32条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5号様式、第7号様式から第14号様式まで及び第16号様式から第28号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第2条関係)

適正処理困難一般廃棄物

区分	品目の例示
〔略〕	
圧縮処理又は破砕処理に困難をきたすもの	タイヤ、原動機付自転車、自動二輪車、 <u>スプリング入りマットレス</u>
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

適正処理困難一般廃棄物

区分	品目の例示
〔略〕	
圧縮処理又は破砕処理に困難をきたすもの	タイヤ、原動機付自転車、自動二輪車
〔略〕	

〔改正前 別記〕
第9号様式(第14条関係)

大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書

建設物の概要				年度及び 処理区分 種類	前年度実績				当年度計画							
名称	所在地	所有者名	竣工年月		規 模	事業 者 名	利用 人 員	用 途	一般廃棄物 管理責任者 職・氏名	廃棄物の種類	廃棄物処理業者名	廃棄物の種類	廃棄物処理業者名	前年度実績自己評価	現在の資源化の方法	今後資源化が可能な品目及びその方法
年度(年 月 ～ 年 月)	年度(年 月 ～ 年 月)	発生量 トン/年 (A)	廃棄物 処分量	処分先	資源化 資源化量 (B)	処理業者 処理業者名	資源化率 B/A	発生量 トン/年 (A)	廃棄物 処分量	処分先	資源化 資源化量 (B)	処理業者 処理業者名	資源化率 B/A			
1紙(0A紙)																
2紙(0A紙外)																
3新聞紙																
4雑誌																
5ダンボール																
6びん																
7缶																
8厨芥																
9廃プラスチック																
10粗大(木製)																
11粗大(金属)																
12粗大(その他)																
13廃油																
14																
15																
16																
計																
電話																
印刷																

〔改正後 別記〕

第9号様式(第14条関係)

大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書

種類	年及び 処理区分	前 年 実 績 年(11月～12月)				当 年 計 画 年(11月～12月)				
		年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 処理業者名又は施設名	年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 処理業者名又は施設名	資源化率 (%) C/A
			廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C			廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C		
可燃物	1 燃やすごみ									
	2 厨芥(生ごみ)									
	3 缶									
	4 ビン									
	5 ペットボトル									
資源物	6 古紙類									
	OA紙									
	雑誌・雑紙									
	新聞紙									
	段ボール									
	7 草・木									
	8 その他									
合 計										
自己評価(前年実績)		資源化の取組内容								
		今後の取組(分別・資源化の方法)								
建築物の概要										
名 称	規 模	地上 地下 延面積	階 階	用 途	事務所 店舗 住居 その他 共用部分	事業者名(テナント名等)	一般廃棄物管理責任者		廃棄物処理状況	
所在地							職名： 氏名：		委託契約書の有無	
所有者名							電話：		許可番号	
竣工年月	年 月	利用人数 合計	人 人 人				退任年月日		年 月 許可証確認	

那覇市規則第39号

平成27年10月13日

公 布 済

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則を廃止する規則

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則(平成17年那覇市規則第61号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 9 号

平成27年10月 2 日

公 表 済

那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

（那覇市事務決裁規程の一部改正）

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する事項	[略] 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく <u>個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定</u> 及び決定期間の延長に関すること。	[略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する事項	[略] 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく <u>保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否の決定</u> 及び決定期間の延長に関すること。	[略]

（那覇市市政情報センター規程の一部改正）

第2条 那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 [略]

(1) 公文書 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する公文書をいう。 (2) 個人情報 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。 (3) [略] (事務) 第3条 センターは、次に掲げる事務を行う。 (1) 公文書の公開に関する事項 ア～イ [略] ウ 公文書の<u>閲覧及び写しの交付</u>にすること。 エ 公文書の<u>公開</u>に係る不服申立てに関すること。 オ [略] (2) 個人情報の保護に関する事項 ア <u>個人情報の開示請求等</u>に関する相談及び連絡調整に関すること。 イ <u>個人情報の開示請求等の受付及び受理</u>に関すること。 ウ <u>個人情報の閲覧及び写しの交付等</u>に関すること。 エ <u>個人情報の開示等</u>に係る不服申立てに関すること。 オ [略] (3) [略]	(1) 公文書 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)第2条第1号の公文書をいう。 (2) 個人情報 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第1号の個人情報をいう。 (3) <u>保有個人情報</u> 那覇市個人情報保護条例第2条第8号の保有個人情報をいう。 (4) [略] (事務) 第3条 [略] (1) [略] ア～イ [略] ウ 公文書の<u>閲覧、写しの交付等</u>にすること。 エ 公文書の<u>公開請求に対する処分</u>に係る不服申立てに関すること。 オ [略] (2) [略] ア <u>保有個人情報の開示請求等</u>に関する相談及び連絡調整に関すること。 イ <u>保有個人情報の開示請求等の受付及び受理</u>に関すること。 ウ <u>保有個人情報の閲覧、写しの交付等</u>に関すること。 エ <u>保有個人情報の開示請求等に対する処分</u>に係る不服申立てに関すること。 オ [略] (3) [略]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

告 示

那覇市告示第 307 号

平成 27 年 10 月 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部 保健所健康増進課 （内 6 0 4 7）
業 務 の 名 称	感染症の患者に対する入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する業務（感染症法第37条） （感染症法第37条の2）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年8月4日 ～ 随時
目的外利用等を する個人情報の内容	国保及び後期高齢への加入の有無及びその期間
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	（那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号） 感染症の患者に対する医療を適切に遂行させるため、医療費を公費負担しているが、その審査及び自己負担額の決定のために確認が必須である。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部 保健所健康増進課
所 管 部 課	健康部 国民健康保健課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部 保健所健康増進課 （内 6 0 4 7）
業 務 の 名 称	結核による入院患者の医療に関する業務（感染症法第37条）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日
目的外利用等をする 個人情報の内容	個人住民税 課税台帳にある本人及び世帯構成員の情報で税額情報所得割額。
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	（那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号） 結核の入院治療時の年間所得税に応じて自己負担額の決定を行う必要がある。 よって、適切な手続きを行うためには、個人住民税課税台帳の利用が必須である。 届出の遅延については、条例の認識不足により届出が遅れたことについて、お詫び申し上げますとともに、今後このような事がないよう遵守する次第です。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部 保健所健康増進課
所 管 部 課	企画財務部 市民税課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部 保健所健康増進課 （内 6 0 4 7）
業 務 の 名 称	感染症の患者に対する入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する業務（感染症法第37条） （感染症法第37条の2）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年8月4日 ～ （随時）
目的外利用等をする 個人情報の内容	生活保護受給若しくは中国残留邦人支援給付受給の有無 （ただし感染症の患者に対する入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する業務に限る）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	（那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号） 感染症の患者に対する医療を適切に遂行させるため、医療費を公費負担しているが、その審査及び自己負担額の決定のために確認が必須である。 届出の遅延については、条例の認識不足により届出が遅れたことについて、お詫び申し上げますとともに、今後このような事がないよう遵守する次第です。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部 保健所健康増進課
所 管 部 課	福祉部 保護管理課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部 保健所健康増進課 （内 6 0 4 7）
業 務 の 名 称	別表 1 のとおり（6 業務）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日
目的外利用等をする 個人情報の内容	行政基本 住民情報システムにある本人及び世帯構成員の情報で氏名、性別、生年月日、住所、住定日、住民日、削除日。
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	（那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第 5 号 審議会承認類型事項 1） 結核の入院治療時の所得に応じた自己負担額の決定を行うために世帯状況の確認や、居住の確認等を行う必要がある。 よって、適切な手続きを行うためには、世帯状況の把握が必要であることから基幹システム利用（住民基本台帳情報）が必須である。 届出の遅延については、条例の認識不足により届出が遅れたことについて、お詫び申し上げますとともに、今後このような事がないよう遵守する次第です。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部 保健所健康増進課
所 管 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課

別表 1

1	業 務 の 名 称	結核による入院患者の医療に関する業務（感染症法第37条）
	利 用 す る目的	結核の入院治療時の所得に応じた自己負担額の決定を行うための世帯 状況確認のために、本人同意のうえで住民基本台帳情報を利用する。
2	業 務 の 名 称	結核による外来患者の医療に関する業務（感染症法第37条の2）
	利 用 す る目的	結核の医療費公費負担において、当該患者が市内住民であるか等を確認 するために本人同意のうえで住民基本台帳情報を利用する。
3	業 務 の 名 称	結核患者の精密検査に関する業務（感染症法第53条の13）
	利 用 す る目的	結核の再発予防目的の精密検査を実施する際の居住確認等のために本 人同意のうえで、住民基本台帳情報を利用する。
4	業 務 の 名 称	結核登録者に対する家庭訪問指導に関する業務（感染症法第53条の14）
	利 用 す る目的	結核の服薬管理のため家庭訪問をする際の居住確認等のために本人同 意のうえで、住民基本台帳情報を利用する。
5	業 務 の 名 称	感染症発生動向調査（結核）に関する業務（感染症法第15条）
	利 用 す る目的	結核の発生状況、動向及び原因調査などにより、早期発見と発生及び進 展防止の目的上の居住確認等のために本人同意のうえで住民基本台帳情 報を利用する。
6	業 務 の 名 称	健康診断（結核）に関する業務（感染症法第17条）
	利 用 す る目的	結核のまん延防止と早期発見の目的上の居住確認等のために、本人同意 のうえで住民基本台帳情報を利用する。

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 8月21日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年 8月11日以降 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	所得区分が生活保護である特定医療費（指定難病）申請者にかかる 情報 申請者全件にかかるもの ①申請年月 ②申請状況・結果区分 申請者中支給認定者にかかるもの ①公費負担者番号 ②公費受給者番号 ③受診者氏名 ④受診者氏名 (かな) ⑤受診者生年月日 ⑥受診者住所 ⑦疾病名(登録情報全 て) ⑧疾病名(登録情報全て)の有効期間 ⑨受診指定医療機関名 (登録情報全て) ⑩受診指定医療機関(登録情報全て)の適用開始 日
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	生活保護の医療扶助の適用にあたり、活用できる他法公費負担医 療の適用状況確認の必要があるため 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所地域保健課

那覇市告示第 310 号
平成 27 年 10 月 9 日
掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

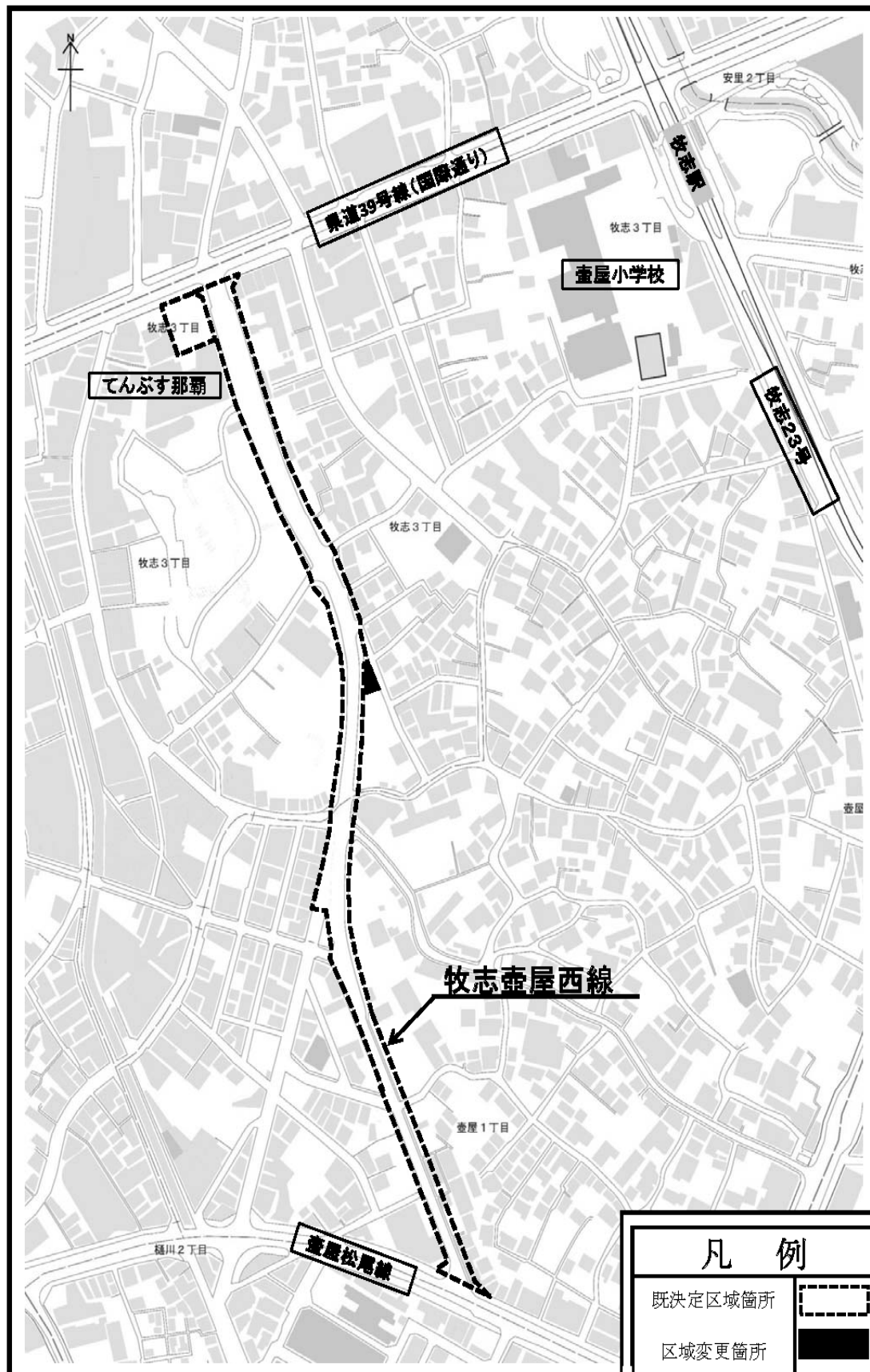
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20～ 壺屋1丁目563番	597.0	14.0～ 45.25	区域追加

市道路線の区域変更位置図



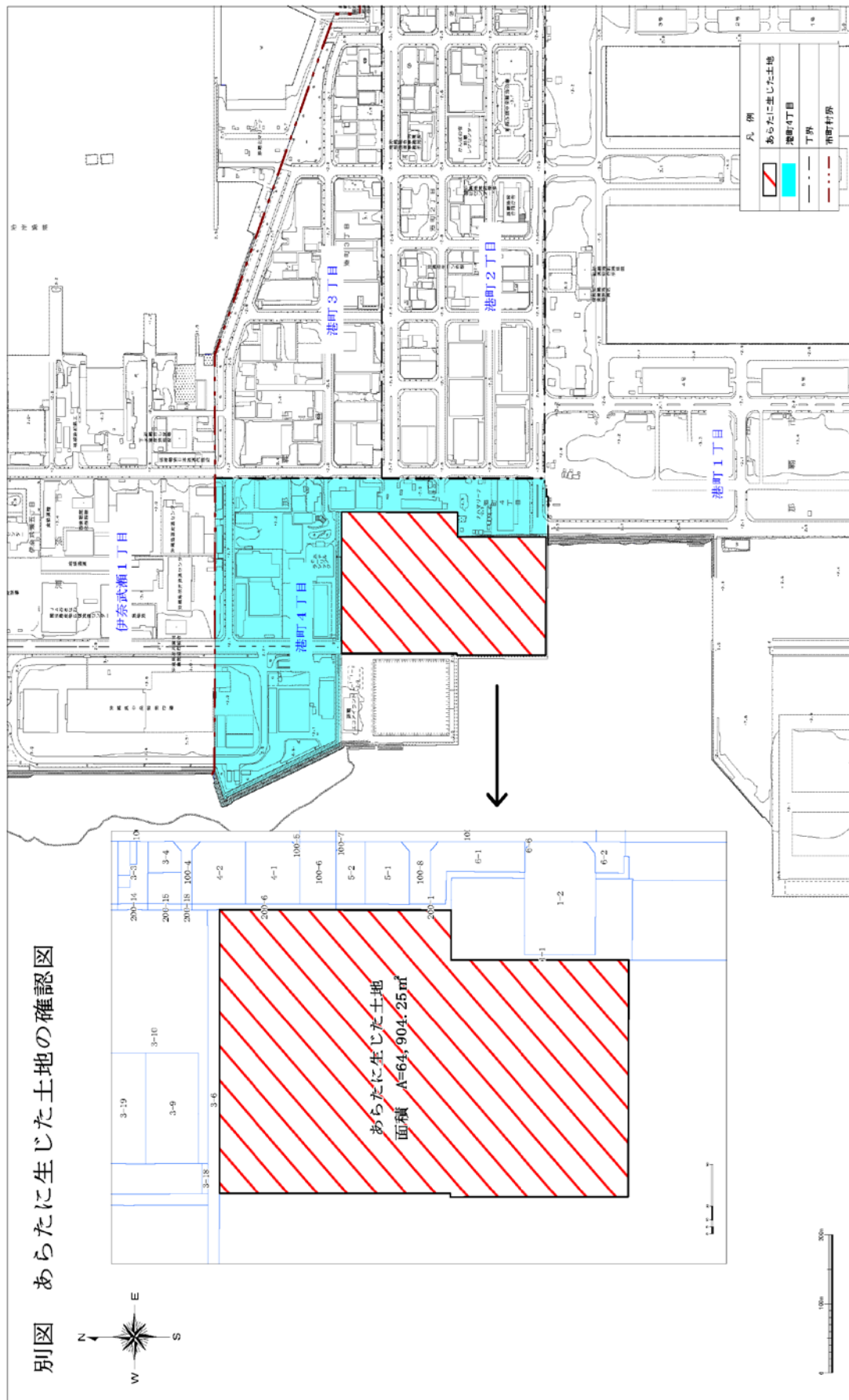
那覇市告示第 311 号
平成 27 年 10 月 13 日
掲 示 済

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第 2 項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例 2 条の規定により、告示する。

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 土地の所在 | 別図の土地 |
| 2 | 地 積 | 64, 904. 25 平方メートル |

那覇市長 城 間 幹 子



那覇市告示第 312 号
平成 27 年 10 月 13 日
掲 示 済

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年那覇市告示第 311 号別図に示すあらたに生じた土地 64,904.25 平方メートルを那覇市港町 4 丁目の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 319 号
平成 27 年 10 月 16 日
掲 示 済

平成 27 年（2015 年）10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 10 月 22 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名

（1）保健医療行政に関する事務調査・「健康なは 21（第 2 次）」（案）の調査報告

（2）決算認定議案

- ①平成 26 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ②平成 26 年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ③平成 26 年度那覇市一般会計歳入歳出決算
- ④平成 26 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- ⑤平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- ⑥平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算
- ⑦平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- ⑧平成 26 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ⑨平成 26 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算
- ⑩平成 26 年度那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

（3）委員会への付託陳情

- ①「（仮称）那覇市保健センター複合施設建設事業」に関することについて
- ②平成 28 年度福祉施策及び予算の充実について

（4）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

（5）専決処分の報告について（与儀公園内公衆便所ひさしのコンクリート破片落下事故）

那覇市告示第 320 号

平成 27 年 10 月 16 日

掲 示 済

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考） 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 321 号

平成 27 年 10 月 21 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 招 集 の 日 平成 27 年 11 月 4 日（水）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

3 付 議 事 件 名

那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて

那覇市告示第 335 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
訪問看護ステーション道	訪問看護ステーション道 H I G A株式会社	平成 27 年 9 月 8 日～ 平成 33 年 9 月 7 日
那覇市首里末吉町 1 丁目 78 番地		
まんまる子どもクリニック	比嘉 陸	平成 27 年 9 月 25 日～ 平成 33 年 9 月 24 日
那覇市宇栄原二丁目 18 番 8 号		
安座間産婦人科	安座間 誠	平成 27 年 10 月 2 日～ 平成 33 年 10 月 1 日
那覇市真嘉比一丁目 21 番 17 号		

那覇市告示第 336 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
うりずん薬局 松尾店		平成 27 年 9 月 1 日
管理者	榊原 茂行（上江洲 美由紀）	
そよ風薬局 那覇店		平成 27 年 10 月 1 日
管理者	太田井 寛（野口 淳）	
アイワ薬局 安謝店		平成 27 年 10 月 1 日
管理者	永山 裕（後藤 健司）	

那覇市告示第 337 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
絆ホームクリニック	平成 27 年 9 月 1 日
那覇市三原二丁目 20 番 10 号 ハ・レ・サ・ヒ 20-A 号室	

那覇市告示第 338 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
おろく皮フ科クリニック	平成 27 年 9 月 14 日
那覇市小緑 5 丁目 13 番地 1	

那覇市告示第 339 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
絆ホームクリニック	平成 27 年 9 月 1 日
那覇市三原二丁目 20 番 10 号 パレア 20-A 号室	

那覇市告示第 340 号

平成 27 年 11 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
若林 寛茂	あん摩・マッサージ	平成 27 年 9 月 7 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	
喜屋武 管子	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 9 月 16 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

公 告

那覇市公告第 398 号

平成 27 年 10 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 423 号

平成 27 年 11 月 2 日

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので、那覇市の会議の公開に関する指針 6 (2) により、公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 会議の名称 那覇市 IT 創造館運営審議会
- 2 開催年月日 平成 27 年 11 月 10 日(火) 午前 10 時から正午まで
- 3 開催場所 なは産業支援センター 5 階会議室

-
- | | |
|---------|---|
| 4 議 題 | 那覇市 IT 創造館指定管理者予定候補者選定 |
| 5 傍 聴 | 否(理由:那覇市の会議の公開に関する指針 3 (2)による) |
| 6 意見提出 | 会議の議題について意見のある方は、平成 27 年 11 月 6 日まで
に、経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。 |
| 7 照 会 先 | 担当事務局 経済観光部 商工農水課 産業政策グループ
(TEL 951-3212) |
-

那覇市公告第 424 号

平成 27 年 11 月 2 日

平成28年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について

平成28年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

平成27年12月14日（月）～平成27年12月25日（金）

午前 9 時～午前11時30分、午後 1 時～午後 4 時30分

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3 受付場所

都市計画部契約検査課（市役所 9 階）

※受付は全て持参の上、面談審査になります。

（郵送による受付は、いたしません。）

4 提出書類

競争入札参加資格審査の提出要領による。

※申請書及び提出要領は、那覇市ホームページからダウンロードしてください。

5 問い合わせ先

都市計画部契約検査課契約 G

電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号

平 成 2 7 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号 第 289 号

指定工事店名 不二宮工業株式会社

営業所所在地 宜野湾市野嵩二丁目 2 番 7 号

代表者名 宮城 剛

有効期間 自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 32 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 466 号
指定工事店名	株式会社沖縄ダイケン
営業所所在地	那覇市おもろまち一丁目 1 番 12 号
代表者名	當山 全信
有効期間	自 平成 26 年 3 月 4 日
	至 平成 30 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 15 号
平成 27 年 10 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 479 号
指定工事店名	サン・エイト設備
営業所所在地	うるま市石川山城 28 番地
代表者名	山城 繁治
有効期間	自 平成 27 年 8 月 20 日
	至 平成 32 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 480 号
指定工事店名	有限会社コウケン設備
営業所所在地	豊見城市字平良 129 番地 1
代表者名	高良 昌義
有効期間	自 平成 27 年 9 月 3 日
	至 平成 32 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 16 号

平 成 2 7 年 1 0 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
439	有限会社 安信サービス	那覇市字安謝 292 番地 5	比嘉 安信	平成 27 年 9 月 18 日
440	三菱電機システムサービス株式会社 沖縄サービスステーション	宜野湾市大山 7 丁目 12 番 1 号	佐久目 誠記	平成 27 年 9 月 29 日

那覇市上下水道局告示第 17 号
平 成 2 7 年 1 0 月 1 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 471 号
指定工事店名	夢電
営業所所在地	南風原町字照屋 40－11
代表者名	与那覇 忠彦
有効期間	自 平成 26 年 10 月 23 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 400 号
指定工事店名	株式会社沖縄工設
営業所所在地	浦添市字経塚 633 番地
代表者名	大嶺 健一郎
有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 430 号
指定工事店名	丸一設備工業
営業所所在地	豊見城市字長堂 154－5
代表者名	末吉 忠一郎
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 32 年 3 月 31 日

